明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府四〇）　一
〔省　令〕
○教育公務員特例法施行規則（文部科学二一）　五
○教育職員免許法施行規則等の一部を改正する等の省令（同二二）　五
○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（厚生労働九六）　一四
〔告　示〕
○教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令附則第十条第一項第六号の規定に基づき文部科学大臣が定める者等を廃止する件（文部科学九九）　一五
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（二次速報）（二〇二二年一～三月期）（内閣府）　一六
〔公　告〕
諸事項
官庁
建設業の許可の取消処分関係　一八
裁判所
破産、免責、再生関係　一九
特殊法人等
日本放送協会落札関係　四二
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分、行旅死亡人、押収物還付関係　四三
会社その他
会社決算公告　四五

府令

○内閣府令第四十号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十九条第三項ただし書（同法第六十六条の十五及び金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、及び金融商品取引法を実施するため、金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和四年六月二十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄